交 闽 餕 便 澯 沿岸分駐隊 仙台東分駐隊

に収

中「及びストーカー・DV総合対策室」を削り、同号を同項第12号とし、同項第4号の次に次の7号 第6条生活安全企画課の項第4号中「行方不明者、めいてい者」を「酩酊者」に改め、同項第5号

- (5) 古物営業法(昭和24年法律第108号)の施行に関すること(生活環境課の所掌に係るものを除
- (6) 質屋営業法(昭和25年法律第158号)の施行に関すること(生活環境課の所掌に係るものを除
- 警備業法(昭和47年法律第117号)の施行に関すること(生活環境課の所掌に係るものを除く。)。
- (8) 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。)の施 行に関すること (生活環境課の所掌に係るものを除く。)。
- 9 物対策課の所掌に係るものを除く。)。 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)の施行に関すること(生活環境課及び銃器薬
- の所掌に係るものを除く。)。 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の施行に関すること(生活環境課及び銃器薬物対策課
- 営競技を行うことを目的とする団体との連絡及び調整に関すること(少年課及び生活環境課の所 掌に係るものを除く。)。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の施行並びに公

第6条生活安全企画課の項の次に次の1項を加える。

県民安全対策課

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)の施行に関すること
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)の施行に関 。よいのか
- 行方不明事案の対策に関すること
- 児童・高齢者・障害者虐待事案の対策に関すること
- 人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案の初動対応の指導に関すること

第6条少年課の項第6号中「関すること」の次に「(県民安全対策課の所掌に係るものを除く。)」

号とし、同項第15号を第11号とする。 薬類取締法に規定する犯罪の取締り」に改め、同項第10号から第13号までを削り、同項第14号を第10 業法に規定する犯罪の取締り」に改め、同項第9号中「(昭和33年法律第6号)の施行」を「及び火 同条生活環境課の項第8号中「風俗営業等の規制」を「古物営業法、質屋営業法、警備業法及び探偵 を加え、同項第7号中「少年事件特別捜査隊」の次に「及び少年サポートセンターせんだい」を加え、

第7条捜査第二課の項に次の1号を加える。

特殊詐欺対策室の運営に関すること。

を削り、同項第4号を第2号とし、同項第5号中「交通安全教育推進室」を「交通事故総合分析室」 に改め、同号を同項第3号とする。 第8条交通企画課の項第1号中「及び企画」を「、企画及び広報」に改め、同項第2号及び第3号

第17条第1項の表中

		製皿	
	黑	務	東
		票	
	黑	遊	誤
		務	
		₽	
		画	
	畑	首	Mu
	部長等の命を受け、課の事務を掌理し、所 属職員を指揮監督する。	警務部長の命を受け、重要な警察運営の企 画調査及び総合調整に関する事務を掌理し、 警務部長を補佐する。	部長等の命を受け、課の事務を掌理し、所 属職員を指揮監督する。
		<u></u>	

	_	_
県民安全対 策課	生活安全企 画課	生活安全企 画課
人身安全対策官	生活安全搜查指 導官	生活安全捜査指 導官
県民安全対策課長の命を受け、人身安全関連事案に関する事務を掌理し、県民安全対策 選乗を補佐する。ただし、生活安全部長から 課氏を補佐する。ただし、生活安全部長から 特に合ぜられた場合は、その事務を掌理し、 生活なたがほと、特によっての事務を掌理し、	生活安全企画課長の命を受け、生活安全警察の捜査の適正化等に関する事務を掌理し、 祭の捜査の適正化等に関する事務を掌理し、 生活安全企画課長を補佐する。ただし、生活 安全部長から特に命ぜられた場合は、その事 務を掌理し、生活安全部長を補佐する。	生活安全企画課長の命を受け、生活安全警察の捜査の適正化等に関する事務を掌理し、 生活安全企画課長を補佐する。ただし、生活安全部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、生活安全部長を補佐する。
ĵ	ĩ	L 84

生活女生部長を伸佐する。

(3) 平)	成27年	3月1	9日	木師	醒日		宮	城	県	公		報						- 1		.第5	号			
	票学					1	西 漢 通 企	科查所学 学研	1	科查所学学研 学研	交通事故総合分析室」	の次に「、	系第		新器薬物対 錫 策課			交通企画課		$\overline{}$	—— 程 来		7		
				事務	技		交通事故分 析官	华		李	合分析室	宮城県警 合分析室					-			_			-		
	第 二 二			=	哥			成		東		2項中「、宮城県警察ストー7 宮城県警察特殊詐欺対策室」 合分析室」に改め、同条第6			统器薬物捜査指 導官			交通安全企画官			II	銃器薬物捜査指 ^{谱冷}			
	上司の命を受け、専門上司の命を受け、事務			上司の命を	上司の命を		交通企 整理し、	科学捜 研究所又 ま学校長		科学接 研究所又 は学校長	り、回条	詐欺対策	宮城県警察スト 察特殊詐欺対策		搜 查指		-		•						
			が、は、		は字校長を匍佐する。 交通企画課長の命を受し 整理し、交通企画課長を补	査研究別 は学校の を補佐で	科学捜査研究所長又は学校長の 研究所又は学校の事務を整理し、 は学校長を補佐する。	科学捜査研究所長又は学校長の 研究所又は学校の事務を整理し、 は学校長を補佐する。	に改め、同条第6項の表中	トーカー で室」をで			統器薬物対策課長の命を受け、銃器及物事犯の取締りに関する事務を掌理し、物事犯の取締りに関する事務を掌理し、 薬物対策課長を補佐する。ただし、組織 薬物対策課長を補佐する。ただし、組織 対策局長から特に命ぜられた場合は、そ 務を掌理し、組織犯罪対策局長を補佐す			交通企画課長の命を受け、交通事故防止対策に関する事務等を管理し、交通企画課長を補佐する。ただし、交通部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、交通部長を補佐する。		交通企	統器薬物対策課長の命を受け、銃器及び薬物事犯の取締りに関する事務を掌理し、銃器物事犯の取締りに関する事務を掌理し、銃器薬物対策課長を補佐する。ただし、組織犯罪対策局長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、組織犯罪対策局長を補佐する。						
						「長又は草)事務を基)表中	_	ー・DV総を加え、「宮							三国課長の							
	事務の補助的業務に従事す	専門的技術をつか		事務の補助的業務に従事す	専門的技術を		受け、事故分析に を補佐する。	学校長の整理し、		学校長の整理し、		V総合対策室」を削り、「宮城県警察 、「宮城県警察交通安全教育推進室」 中		合対策室 城県警		合対策室 法规具警线		東東 に関する に関する との に関する との にの はいの はいの はいの はいの はいの はいの はいの はいの はいの はい		にな、事で学文教を準文務 と単文務		の命を吸	果の関連に成るのである。		
	業務に従	つかさど		業務に従	びなない		分析に関 。	命を受け、科学捜 科学捜査研究所長		命を受け、科学捜査 科学捜査研究所長又		察交通安	」を削り、		か。れ策かたた月がたた月でた場長をとり、	を受け、		単理し、	で、水源では水水の	け、交通	れた場合 策局長を	を事。 受務た げをだ 掌し			
	事する。	300		事する。	ov °		関する事務	、科学技術究所是		、科学技術究所長		全教育推	、「宮城		は、治療犯罪権依する。	統器及C		交通部長	金属標品を	事故防山	は、その補佐する	続器及7世し、金組織3			
							な	在文	-	査又			県警察 債		調票事。	が対対		14 A	をから	举	。 ——	ぎ 総配薬器 罪			
						-			_			を「宮城		_			_						_		
	_ の の の の の の の の の の の の の の の の の の の		_			_	Ĩ.		L RY		整整線	{分析支援室」 「宮城県警察		に改		<u></u>		H	P.						
										表 貝 父兄	式第	別	3	(w)	部生	分安	2	(禁	1	(施		「宮城」			
										会(宮城	式第17号、别	別記様式第	警備業法施	(警備業法施	別記様式第 部生活環境課	公安委員会規	探偵業の業	、探偵業の業	の規則は	施行期日)	附則	O、 川米希 / 現 宮城県警察健	发热口 点		
										(県警察]記様式6	51号、5	行細則	行細則の	3 号かれ (経由)」	!則第11 ⁻	(務の適)	終の適	-				‡-H- TL 7		
										本部生活	第20号、	別記様式	(平成20	行	3号から別記様式第5号までの規定甲 呂 経由)」を「宮城県公安委員会」に改める。	則第11号)の一部を次のように改正する。	正化に関	正化に関	平成27年4月1日から施行する。			アツキョセンター	が六年州		
										安全部4	別記様云	第4号、	年宮城県	E)	武第5元	部を次の	する法律	する法律	1日から			の次に	4 1		
										上活環境	弋第22号	別記様	是公安委		委員会」	りように	が推い軸	単に基づ	ら施行す			で こ 「 及び	·		
										課経由)	、別記権	式第6号	員会規則		規定甲に改め	改正する	く探偵ぎ	く探偵ヺ	800			半月及日少年サム	T. W. F. f.		
										一 (水) [田山	兼式第25	贵、别 記	第1号		一呂夷宗る。		ぎ者への	を 者への				イント	ウ IZ 7K 六		
										城県公	号及び別	様式第9) の一葉		公女安員	5 } }	監督等に	監督等に				通事成のソターも	7.华甲艺		
										安安 員 全]記様式	号、别	を次の		(E)	ì	:関する:	三関する				でにはいました。	古り		
										県警察本部生活安全部生活環境課経由)」を「宮城県公安委員会」に改める。	記様式第20号、別記様式第22号、別記様式第25号及び別記様式第27号中「宮城	1号、别記様式第4号、別記様式第6号、別記様式第9号、別記様式第14号、	行細則(平成20年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する		3 号から別記様式第5 号までの規定中「呂城県公安委員会(呂城県警察本部生経由)」を「宮城県公安委員会」に改める。		務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則(平成19年	務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則の一部改正				中「及び少年自成日」で「、少年自成日及び父週事成が利日」に及め、四条雇 康管理センター」の次に「及び少年サポートセンターせんだい」を加える。	* # *		
										8 % °	1 「宮城	\$14号、	正する		※ 本		² 成19年	- 部改正				. る。			

|県警察健康管理センター」の次に「及び少年サポートセンターせんだい」を加える。 条第7項中「及び少年育成官」を「、少年育成官及び交通事故分析官」に改め、同条第8項中

- の規則は、平成27年4月1日から施行する。
- :偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則の一部改正)
- :偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則(平成19年宮城県
- 記様式第3号から別記様式第5号までの規定中「宮城県公安委員会(宮城県警察本部生活安全 |委員会規則第11号| の一部を次のように改正する。

:17号、別記様式第20号、別記様式第22号、別記様式第25号及び別記様式第27号中「宮城県公安 記様式第1号、別記様式第4号、別記様式第6号、別記様式第9号、別記様式第14号、別記様 備業法施行細則(平成20年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。